**平成２３年（フ）第４２２号**
群馬県伊勢崎市乾町223番地１　ラ・ホンテ・コグレＡ103
債務者　欠端　えみ（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３１号**
群馬県前橋市天川町1681番地８　三樹ハイツ天川201号
債務者　木村　正幸
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３６号**
群馬県前橋市天川大島町１丁目12番地３　吉田コーポＮｏ．２　202号
債務者　宮川　　健
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４５号**
群馬県藤岡市三波川4016番地
債務者　舘　　やゑ
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第４５４号**
埼玉県熊谷市久保島811番地１　８号棟108号
債務者　大林　一昭
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第１０６９号**
千葉県市川市国府台５丁目24番23号　第二山景苑Ｂ―105号
債務者　安蒜アイ子
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第５２９号**
新潟市西蒲区和納3760番地
債務者　塩谷　純子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５３８号**
新潟市南区高井東１丁目13番21号　シェルブライト203、前住所新潟県三条市島田２丁目17番16―15号
債務者　永田　和美
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５３９号**
新潟市中央区出来島２丁目８番３号　フェアリ　ザ　ワールド　Ａ２
債務者　馬場　正博
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５４７号**
新潟市西区坂井東５丁目31番27号、前住所群馬県太田市上小林町236番地３
債務者　内田みちる
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５５０号**
新潟市江南区曽野木１丁目34番１号
債務者　佐藤　孝子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５５６号**
新潟県五泉市泉町１丁目５番42号
債務者　小林ヒロ子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３５９号**
京都府宇治市宇治蛇塚81番地の５　清栄マンション206号
債務者　諸江　岳樹
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３９２号**
京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町440番地４
債務者　伊藤さやか
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５２号**
京都府与謝郡伊根町字本庄上1095番地
債務者　藤原　芳博
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２３年（フ）第４７号**
京都府綾部市大島町大籔30番地の１　コーポコレクト105
債務者　下山真由美
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２３年（フ）第３８１号**
奈良県大和郡山市満願寺町769番地１
債務者　内田　浩久
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所